

# 第 6 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 19 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第6回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月19日(月) 午後2時から午後2時46分まで
- 2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・第2研修室
- 3 委員定数 19人(欠員1人)
- 4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	9番	白 岩 勝 雄
10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 雄
12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		
- 5 欠席農業委員  
14番 藤 田 修
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第21号 農用地利用集積計画(令和5年度第3号計画)に関する件
- 7 事務局職員

参 事	熊 谷 勝	副 参 事	伊 藤 弘
副 参 事	稻 葉 隆	主 席 主 査	石 井 香 代 子
主 席 主 査	勝 田 茂 満	主 査	幸 野 善 寿
主 査	鈴 木 百 愛	主 任	越 前 屋 麻 希 子
主 任	佐 藤 知 拡	主 任	廣 嶋 孝 祐
- 8 書 記  
主 任 佐 藤 知 拡
- 9 議事録署名委員  
2番 武 藤 真 作                      3番 関 正 美

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出がありましたのでご報告いたします。14番藤田修委員1名でございませぬ。委員定数19名中、欠員1名、在任委員18名中、17名の出席でございませぬので総会の出席委員は定足数に達してございませぬので、総会は成立してございませぬことをご報告いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会への報告説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用等の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>日程第1の「議事録署名委員の指名」でございませぬが、慣例で議席順に指定してございませぬので、私の方から指名してご異議ございませぬか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございませぬので、2番武藤真作委員と3番関正美委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございませぬが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。</p> <p>続きまして、日程第3の会務報告に移ります。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いいたします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2と3、「一般社団法人秋田県農業会議第85回常設審議委員会」および「第34回理事会」につきましては、一括して私の方から報告させていただきます。</p> <p>【会務報告2、会務報告3の報告】</p> <p>次に、会務報告4の「秋田県都市農業委員会会長会通常総会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「令和5年度全国農業委員会会長大会」および「県選出国會議員要請集会」ならびに「管外視察研修」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告5の説明】
議長	次に、会務報告6の「第2回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告6の報告】
議長	次に、会務報告7の「農地法に係る諮問に対する答申について」から、会務報告12の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (稲葉副参事)	【会務報告7から12までの報告】
議長	以上で、会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい。
議長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番、三浦です。8ページの1番の事例について教えていただきたいのですが、これは解約して那須に住んでいる方は誰かにまた委託するということですか。
議長	事務局、お願いいたします。
事務局 (稲葉副参事)	今貸しているのが岩手県の盛岡の方なので、盛岡のこの方のところへ農地が戻ってきた形ですが、この方は単身赴任ということで、秋田に実家はございまして、秋田の実家の方が管理するということになっています。
議長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	わかりました。
議長	他にありませんか。他に質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。

議 長	事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (鈴木主査)	<p>議案書 1 ページから 4 ページの 3 件について説明いたします。</p> <p>番号 1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は高齢により経営縮小を進めており、申請地は譲受人宅に隣接していることから、経営農地の確保を考えていた譲受人と売買しようとするものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人の世帯員が年間 200 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号 2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、申請地は譲受人宅に隣接していることから、経営規模の拡大を考えていた譲受人と売買を行おうとするものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間 180 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に、番号 3。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 貸出人は所有農地を子である借受人に使用貸借して経営移譲年金を受給しており、この度、使用貸借期間満了に伴い、所有する特定処分対象農地について、利用権の再設定を行うものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、借受人は年間 180 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら 3 件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号 1 について、現地を調査しました鎌田一推進委員から報告を受けております私の方から報告をさせていただきます。</p> <p>当該の土地につきましては、私が耕作している田んぼが隣の様なものでして、毎日の様に見ておりますが、格段問題はないという風に思っております。</p> <p>そういうことで、よろしくご審議いただければと思います。</p> <p>次に、番号の 2 について、現地を調査した 12 番佐々木和昭委員から報告をお願いします。</p>
12 番佐々木和昭委員	<p>12 番、佐々木です。ここの土地は私が直接現地確認に立ち会いました。特段問題があるようなところではありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>

議	長	次に、番号の3について、現地を調査した6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番、相場です。6月5日に現地調査しました。 再設定ということで、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議の方よろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案について説明します。議案書の5ページをご覧ください。 番号1。借受人は[ ]。貸出人は[ ]ほか1名。 施設の概要は、休憩所等への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページから3ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、申請地付近に設置している送電線路が建設から80年を経過し老朽化していること、鉄塔の高さが現代のものより低く伐採などの保全作業に苦慮していることから、転用事業者は鉄塔の建替工事を行うこととなり、施工現場付近に必要な休憩所等を申請地に設置し、一時転用するものです。 立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内、農地区分は農用地区域内農地です。 農用地区域内農地は原則不許可であります。農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年2月29日まで。土地改良区等からの意見書は一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。 被害防除について、汚水は仮設トイレ、雨水は自然流下です。 現地調査は、6月2日に行っております。 次に番号2および番号3については、申請地がともに新波川沿いである

事務局 (勝田主席主査)	<p>こと、転用事業者が同じであることから一括して説明いたします。</p> <p>借受人は、[REDACTED]。貸出人について、番号2は[REDACTED]ほか2名、番号3は[REDACTED]ほか1名。</p> <p>施設の概要について、番号2は工事用道路、番号3は工事用道路および資材置場であり、ともに一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の4ページから7ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、県が発注する新波川の河川工事を施工するため、工事用の仮設道路や資材置場を申請地に設置、一時転用するものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は都市計画区域外で農業振興地域内、農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年3月29日まで。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置は番号2において盛土処理、雨水は番号2、番号3ともに自然流下です。</p> <p>現地調査は、6月1日に行っております。説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した、藤島岳洋推進委員から報告を受けた、3番関正美委員から報告をお願いします。</p>
3番関正美委員	<p>3番、関です。6月2日に藤島委員から、調査にあたり何ら異常はないものと確認したということでしたので、ご審議いただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2、番号3について、現地を調査した13番齊藤善彦委員から報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番、齊藤です。6月1日に現地確認をしました。</p> <p>これは、新波川改修のことで、そのための工事用道路、そして資材置場ですので、なんら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方お願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番、三浦です。質問というより意見ですけれども、一時転用の場合は農用地区域でも一時転用の例外で許可される訳ですが、原状回復後の耕作するかどうかということが次に経験上問題になる訳で、今の説明ですと、敷鉄板なんかを撤去して原状回復ということですが、例えば田とか畑で鉄板を剥いで再度耕作できるような状態にできるかといったらかなり難しく、そのまま無断転用になってしまうケースがこれまでも何件かありまし</p>

16番三浦宏和委員	た。 ですからぜひ今回の3件については、再耕作ができるよう、事務方も我々も共同して指導にあたりたいと、そういう意見です。
議 長	今の件について、事務局いかがですか。
事 務 局 (勝田主席主査)	ご意見ありがとうございます。 原状回復は耕作できる状態にすることが前提ではありますけれども、私達も今一度回復後の状態を確認していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい。
議 長	ほかにごございませんか。
1番佐々木英久委員	今のに関連して。
議 長	佐々木委員どうぞ。
1番佐々木英久委員	1番、佐々木です。意外と今までの転用、一時転用の場合は、その後田んぼをやらなかったり、畑、要するに耕作していないほうが多いのではないのでしょうか。 そういうわけで、今、三浦委員が言ったように、そこら辺を後できちんと見なければいけないでしょう。
議 長	確かにその通りで、我々もこういう件が出てきた時には、それぞれの地域で農業委員や推進委員の皆さんが後がどうなったかを、お互い気をつけながら注意するというか、注目して、耕作をきちんとするように指導していければと思いました。 ということで、事務局職員はもちろん、我々もそこら辺を注目していく必要があるだろうと思います。 皆さんもそのあたりよろしくをお願いします。 他にありませんか。他に質問がないようですので、採決に移ります。 今回は、3件とも、県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第21号、農用地利用集積計画に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。



事務局 (越前屋主任)	<p>本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置に基づき、農用地利用集積計画についてご審議いただき、決定を求めるものです。</p> <p>それでは、所有権移転の1件について説明いたします。</p> <p>議案書は8ページです。</p> <p>この1件は、贈与によるものです。</p> <p>番号1。買い手は■■■■■。売り手は■■■■■。</p> <p>耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は9ページから17ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は■■■■■。貸し手は■■■■■。</p> <p>土地の所在、地目、面積、10アール当たりの対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>これを含む合計20件のうち、議案書18ページ以降の10件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和5年度第3号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>はじめに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>(午後2時46分終了)</p>